

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

訓 令	ページ
秋田県電子計算組織管理規程の一部を改正する訓令(一三・情報企画課)……………	1
秋田県工事検査規程の一部を改正する訓令(一四・検査課)……………	1
秋田県、秋田県議会、秋田県 監査委員、秋田県人事委員会、 秋田海区漁業調整委員会訓令	
秋田県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(一・人事課)……………	1

訓 令

秋田県訓令第十三号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県電子計算組織管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県電子計算組織管理規程の一部を改正する訓令

秋田県電子計算組織管理規程(昭和六十年秋田県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「及び」の下に「局並びに」を加える。
附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県訓令第十四号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県工事検査規程の一部を改正する訓令

秋田県工事検査規程(昭和五十一年秋田県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「及び」の下に「局並びに」を加える。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県、秋田県議会、秋田県
監査委員、秋田県人事委員会、
秋田海区漁業調整委員会訓令

秋 田 県、秋 田 県 議 会、
秋 田 県 監 査 委 員、秋 田 県 人 事 委 員 会、訓 令 第 一 号
秋 田 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
事 務 局 一 般

秋田県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県議会議長 津 谷 永 光

秋田県代表監査委員 天 野 進

秋田県人事委員会委員長 加 賀 谷 殷

秋田海区漁業調整委員会会長 谷 村 政 明

秋田県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

秋 田 県、秋 田 県 議 会、

秋田県職員安全衛生管理規程(昭和五十五年秋田県監査委員、秋田県人事委員会、

秋 田 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「課及び」を「課及び局並びに」に改める。

第五条第二項中「及び各建設事務所」を削る。

第六条中「本庁の」を削り、「総務部長」を、「総務部長」に改め、「各建設事務所の総括安全衛生管理者は当該建設事務所の長の職にある者をもって」を削る。

第七条第二項中「第十条第一項の安全管理者又は」及び「又は各建設事務所」を削る。

第八条中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める」を「総務部次長の職にある」に改め、同条各号を削る。

第九条第二項中「各地方部長」を「各地域振興局長」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

第十二条第一項中「第十条第一項の地方機関その他」を削り、「地方機関に、」の下に「法第十二条の二の」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 安全衛生推進者は、前項の地方機関の長が当該地方機関の職員のうちから選任する。

第十二条に次の一項を加える。

3 第一項の地方機関の長は、安全衛生推進者を選任したときは、速やかに安全衛生推進者選任報告書(様式第一号)により所管の安全衛生管理責任者を経由して、職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

第十三条を次のように改める。

(安全衛生推進者の職務)

第十三条 安全衛生推進者は、所属長の指揮を受け、第七条第一項各号に掲げる業務を担当する。

第十七条第一項中「(第十条第一項の地方機関を除く。)」を削る。

第二十二條第二項を削り、同条第三項中「(前項の地方機関を除く。)」を削り、同項を同条第二項とする。

第二十三條第一項第二号中「安全管理者及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「、第二項第一号に掲げる者」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十四條第二項を削り、同条第三項中「(前項の地方機関を除く。)」を削り、「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第一項とする。

第二十五條第一項中「、安全衛生委員会」を削り、同項中第二号を削り、第三号

を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二十七條第一項中「第二十三條第一項及び第三項第一号」を「第二十三條第一項

第一号」に、「並びに同項第二号の」を、「及び同項第二号の」に、「同条第二項各号、同条第三項第一号(三)から(三)まで」を、「同項第一号(一)から(三)まで」に、「安全衛生委員会(衛生委員会)委員選任報告書」を「衛生委員会委員選任報告書」に改める。

第二十七條の二の見出し中「安全管理者等」を「衛生管理者等」に改め、同条中「、安全管理者」を削る。

第四十四條中「地方部の県民室」を「地域振興局」に、「北秋田地方部大館地区総合事務所」を「北秋田地域振興局大館地区総合事務所」に改める。

様式第一号中「好中職種別(好中職種別)職中職種別」を「好中職種別職中職種別」に改め、「第10条、」を削り、同様式の注2中「安全衛生推進者又は」を削る。

様式第四号中「好中職種別(好中職種別)職中職種別」を「好中職種別職中職種別」に改め、同様式の注2中「安全衛生推進者又は」を削る。

本庁又は地方機関の別(所在地)

職中職種別	所在地	に改め、同様式の注
-------	-----	-----------

中「好中職種別、好中職種別、好中職種別、好中職種別等」を「衛生管理者、衛生推進者、産業界」に改める。

様式第五号の注を削る。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

発行者 秋 田 県

印刷所

購読料金 一月三千五百円

印刷者

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社